



～弁護士の女房のつばやき～

寒中お見舞い



新しい年が明けました。お正月を皆様いかがお過ごしでしたでしょうか。昨年（令和6年）は元日に能登半島地震、その翌日には羽田空港での飛行機事故があり出鼻をくじかれたような重い空気感の年始めでした。今年は寒さがありますが、お天気も良く冬らしくキリッとした明るいスタートです。▲正月は、事務所や自宅にいただく年賀状を楽しみにしています。年賀状廃止のお知らせをいただく方もいて年々枚数が少なくなっていますが、受け取る側は嬉しいものです。皆さんそれぞれに個性溢れる年賀状で、写真付きの年賀状は見る側も楽しく、昔は家族写真だった方が今ではお孫さんに囲まれた写真年賀状になっている方もおられます。何度も見返して年賀状を下さった方の健康と幸せを確認して心温まるひとときになります。▲我が家の年賀状はと言いますと、年末の印刷の際にインクが切れてしまい、電機店など何件かに買いにいったものの、すでに発売中止となっていることがわかりました。年末に帰省した娘にそのことを伝え、サッとネット注文をしてくれて、「あ～こんな手があったんだ。若い人は違うな～」と、感心したものの届いたインクは同じ番号なのにプリンターに挿入できず、踏んだり蹴ったりでした。仕方なく年賀状作りをあきらめて、年明けにプリンターを購入して「寒中お見舞い」を出すことにしました。もっと早く年賀状作りに着手すればこんなことにならないのに・・・と、ギリギリ女の自分を反省しました。▲寒中見舞いには、プリンターの不具合で年賀状が出せなかったお詫びの文章から始まりました。年の初めからのお詫びとは、なんともバツが悪いです。タレントの志村けんさんは、人との待ち合わせには絶対に遅れることがなくむしろ何分か早めにきていたそうです。そのことを問われ「だって、遅れると謝らないといけないでしょう？初めから謝るっていやだよね～」と言っていたのが頭をよぎります。年の初めの後味の悪さを自分への教訓として、今年一年を乗り切りたいです。

我が家の寒中見舞いの家族写真⇒



2025年

檜八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.43 令和7年 冬号

宮崎市橋通東 4-1-27 パークコート橋通 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2025年
冬号



サイネリア

多年生の植物ですが暑さに弱いため、日本では1年草として扱われることが多く、冬から春の間の鑑賞用の鉢花として親しまれています。花言葉は「快活」「愉快」「喜び」などで、これはサイネリアが冬に明るく元気な花を咲かせることが由来になっています。英国などでは、花束の贈り物として「すぐに回復して元気になって」の意味を込めて、サイネリアが病人にプレゼントされることもあるそうです。



お役立ち情報室



法務 任意後見制度

～認知症への備え①～

現代は、65歳以上の7人に1人が認知症と言われています。また、高齢化が進み2025年には、人口の20%にあたる約700万人が認知症になると予測されています。そのような認知症への対策として挙げられているのが「任意後見制度」です。将来、もし自分や親が認知症になった場合のお金や手続きに備えてこの制度を知っておくことは大変重要です。

今回からは「任意後見制度」について詳しくお伝えします。

任意後見制度とは

●後見制度には法定後見と任意後見とがあります。法定後見の場合は、本人の判断能力が衰えた状態になって初めて、利害関係人の申立により、裁判所によって後見人が選任されます。誰を後見人に選任するかについても裁判所が決めます。原則としては、弁護士、司法書士等の親族以外の人を選任されます。これに対して、任意後見の場合は、本人がまだ判断能力が衰えていない時点で自ら自由に後見人を指定し(親族が指定されるのが一般的です)、判断能力が衰えた時点でこの指定された人が後見人に就任します。後見人の権限に関しても、法定後見の場合は法律で範囲が定められており、その範囲は狭い範囲に限られています。これに対して、任意後見の場合は予め本人が自由に後見人の権限の範囲を定めることができます。

任意後見を選任する場合は、後見人との間ので、公正証書により任意後見契約を締結しなければなりません。

任意後見人になれる人、なれない人

●任意後見人には資格は不要でだれでもなることができます。既に述べたように信頼できる親族が一般的ですが、知人、または弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職に依頼しても差し支えありません。

●以下に該当する人は任意後見人にはなれません。

・未成年 ・破産者 ・行方不明者 ・家庭裁判所で法定代理人、保佐人、補助人を解任された人 ・本人に対して裁判をしたことがある人とその配偶者と直系血族

・不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある人・・・これらに該当する人は任意後見人としてふさわしくないと民法では定めています。

任意後見契約で締結できることは

【財産管理】	【身上監護】
① 預貯金の管理 ② 年金の管理 ③ 自宅等不動産の管理 ④ 公的料金・税金の支払いの管理 ⑤ 遺産分割協議など、本人が実施する法律行為 など	① 入院手続き ② 要介護認定の申請手続き ③ 介護サービスの契約手続き ④ 介護施設へ入所する手続き ⑤ 介護施設への支払い など

任意後見契約の手続きは

●本人(委任者)が任意後見受任者と公正証書で契約をする

委任者が任意後見受任者を選び、依頼したい内容を決めます。双方で内容の合意ができれば公正証書で契約書を作成します。法律によって、任意後見契約書は公正証書で作成しなければならないことになっていますので、公証役場で作成する必要があります。以下の書類が必要です。

- ① 任意後見契約と依頼する範囲の原案
- ② 本人の戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書(発行から3カ月以内)・実印
- ③ 任意後見受任者の印鑑登録証明書(発行から3カ月以内)・実印

上記の書類が揃った段階で公証役場に連絡します。原案や書類などを FAX で送信して、内容を確認してもらいます。公証人との打ち合わせで内容が確定したら、公証人による公正証書の準備ができ次第、公正証書作成の日程を決めます。委任者と受任者で公証役場にいきますが、場合によっては出張もしてくれます。

●公証人が法務局へ後見登記をする

任意後見契約を締結したら、公証人の嘱託によって契約内容が東京法務局に登録されます。その後、3週間以内には登記完了になります。

●本人の判断能力が低下したら家庭裁判所に任意後見監督人の申立てをする

委任者の判断能力が低下したら、委任者もしくは任意後見受任者、四親等内の親族が委任者の住所地を管轄する家庭裁判所に対して任意後見監督人の申立てをします。これによって任意後見が開始します。